

民事訴訟法

平成23年10月29日(土) 13:00~16:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙(裏面使用も可)に収めて下さい。
解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】下記の（１）（２）について、それぞれの事実関係の違いに基づく各論点の違いに言及のうえ、判例・学説上の見解対立を踏まえて、あなたの意見を述べなさい。（配点：１００点）

（１）ＡのＢに対する賃貸借契約の終了に基づく建物収去土地明渡請求訴訟（前訴）において、Ｂが建物買取請求権の抗弁を主張することなく請求認容判決が言い渡され確定した後、前訴確定判決を債務名義とするＡの強制執行の申立てに対してＢが建物買取請求権を行使したうえで同請求権の行使の効果を異議事由として強制執行の排除を求める請求異議の訴え（後訴）を提起することが許されるか。

（２）ＡのＢに対する賃貸借契約の終了に基づく建物収去土地明渡請求訴訟（前訴）において、Ｂが控訴審の口頭弁論終結間際においてはじめて建物買取請求権の抗弁を主張し、この抗弁が時機に後れた防御方法として却下され請求認容判決が言い渡され確定した後、ＢはＡに対して建物買取請求権に基づき建物代金の支払いを求める訴え（後訴）を提起することが許されるか。

以上